



派遣事業におけるマージン率の公開について

改正労働者派遣法にもとづき、マージン率に関する情報を公開します。

1. 労働者派遣の実績およびマージン率(2023年3月31日現在)

■福岡本社

| | | | |
|-----------------------|--------------------|--|---------|
| 事業所名称 | 福岡本社(および福岡本社管轄エリア) | | |
| 事業所所在地 | 福岡市博多区冷泉町2番1号 | | |
| 派遣労働者数 | | | 5名 |
| 派遣先事業所数 | | | 5社 |
| 労働者派遣の料金(1日8時間あたりの平均) | | | 33,781円 |
| 派遣労働者の賃金(1日8時間あたりの平均) | | | 16,918円 |
| マージン率 | | | 49.91% |

■東京事業所

| | | | |
|-----------------------|----------------------|--|---------|
| 事業所名称 | 東京事業所(および東京事業所管轄エリア) | | |
| 事業所所在地 | 東京都中央区勝どき6-5-23 | | |
| 派遣労働者数 | | | 23名 |
| 派遣先事業所数 | | | 5社 |
| 労働者派遣の料金(1日8時間あたりの平均) | | | 37,724円 |
| 派遣労働者の賃金(1日8時間あたりの平均) | | | 18,598円 |
| マージン率 | | | 50.69% |

【マージン】率とは

派遣先より(株)インフォセンスに支払われる派遣料金から、派遣対応社員に対し支払う賃金等を差し引いた残りの額(マージン)に対し、これを派遣料金で除して得られた率をいいます。

【マージン】に含まれる費用

| | |
|--------|---|
| 社会保険料等 | 健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料等の事業主負担分 |
| 福利厚生諸費 | 健康診断の費用、通勤費等 |

※広告費や管理費等、会社の運営に関わる費用は含まれておりません

【労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項】について

- 労使協定を締結しているか否か: 締結済
- 労使協定対象労働者の範囲: すべての派遣労働者
- 労使協定の有効期間の終期: 2024年3月31日

2. 教育訓練に関する事項

- (1)ビジネスマナー教育
- (2)業務基礎・応用スキル教育
- (3)情報セキュリティ教育 他